

文化庁移転記念事業  
「二条城夏まつり2023」及び「二条城まつり2023 夜間事業」  
実施に係る仕様書

**1 実施期間**

- (1) 「二条城夏まつり2023」(以下「夏まつり2023」という。)  
令和5年7月21日(金)～8月20日(日) 31日間  
設営開始日：令和5年7月7日(金)～
- (2) 「二条城まつり2023 夜間事業」(以下「二条城まつり2023」という。)  
令和5年10月27日(金)～12月3日(日) 38日間  
設営開始日：令和5年10月13日(金)～

※事業実施時間は午後6時から午後10時の範囲内で提案し、本市と協議のうえ決定すること。

**2 使用料**

- (1) 提案による使用料及び加算額を納入すること。
- (2) 使用料については、「夏まつり2023」は7,500,000円、「二条城まつり2023」は8,900,000円を最低額とする。別添1の使用範囲は基本的な範囲及びルートを示したものであり、別添1以外の範囲及びルートを提案することも可能。使用面積に応じて使用料が増額される可能性があるが、最低額を下回る場合でも減額はしないものとする。
- (3) 使用料について、使用許可に係る通知を発した日の翌日から起算して10日以内に本市に収めること。なお、既納の使用料について、京都市公有財産及び物品条例第2条第3項各号に該当する時は、その全部又は一部を還付することがある。
- (4) 加算額  
ア 「夏まつり2023」期間中の総入場者数が29,000人を超えた場合は、その超えた分について加算額を令和5年9月20日までに納入すること。  
イ 「二条城まつり2023」期間中の総入場者数が53,000人を超えた場合は、その超えた分について加算額を令和5年12月28日までに納入すること。

**3 実施内容等**

- (1) 実施内容  
ア 二条城の本質的価値（歴史上または芸術上価値の高いものと認められること）や京都の文化を感じられる事業とすること。また、本事業が文化庁移転記念事業と位置付けていることを踏まえ、文化を基軸とした企画の提案を行うこと。  
イ 「夏まつり2023」と「二条城まつり2023」で異なったコンセプトを設定し、コースや体験コンテンツなどに差異を設けること。  
ウ 「夏まつり2023」において、「二条城まつり2023」の来場増加につながる取組を提案すること。  
エ 季節感を感じられる企画及び順路設定を行うこと。  
オ 集客力、話題性のある内容とし、今後の情勢によっては企画内容を柔軟に変更すること。  
カ 京都市民の来場につながる内容を盛り込むこと。
- ※「夏まつり2023」期間中について、展示収蔵館前において本市主催による飲食等の出店を行う予定。そのため、事業者による飲食等の出店提案については、受託後、出店条件等について、本市と協議のうえ決定する。

## (2) 実施に当たっての条件

- ア 国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、別添2及び「史跡  
旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の内容を踏まえた企画とすること。機材の設置等に当  
たっては、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容と  
すること。
- イ 本イベントは、入場料を実施者で収入し、その入場料収入でもって、企画、告知（チラシ  
等の印刷を含む）、発券（販売、印刷含む）、設営・撤去、改札及び城内外の入退場者の誘導・  
安全管理、スタッフ（トイレ等の清掃、入場券売所、警備員、タクシー乗り場の安全対策や  
城外駐停車対策等のスタッフを含む）の配置等実施に伴うすべての経費を賄うこと。また、  
来場者が使用する可能性のある消耗品（トイレットペーパーなど）については、実施者で補  
填すること。
- ウ 問合せ可能な事務局を設置すること。会期中は毎日問い合わせ可能なものとし、また、少  
なくとも午前10時から夜間事業終了時間まで対応可能な体制を構築すること。
- エ 国や京都府の要請等を踏まえ、各種感染症対策を講じること。
- オ 入場受付時間、入場料（発売時期、発売方法含む）及び使用場所（別添1参照）を本市と  
協議のうえ、決定すること。
- カ 順路は、城内の夜間営業店舗を通過することとし、その営業や眺望に配慮した照明の設置  
及び運営を行うこと。また、障がい者に配慮した順路選定を行い、順路上に段差等がある場  
合は対策を講じること。その他の順路については、本市と調整すること。
- キ 券売窓口について、混雑時にも柔軟に対応できる人員を確保すること。
- ク 出札・改札付近及び二条城東側エントランス広場の入場券購入列等の整理に当たっては、  
元離宮二条城駐車場運営業務受託者及び二条城警備業務受託者と連携すること。また、整理  
に必要なベルトパーテーション等を用意すること。
- ケ 演出に必要な機材は、実施者で準備・設置すること（物品調達を含む）。なお、一部に二条  
城事務所所有の機材（別添3参照）を使用することも可能とする。ただし、使用する機材の  
補修及び電球の取り換え費用は、実施者で負担すること。
- コ 閉場時間までに来場者が退場するよう誘導するとともに、残留者の検索を行うこと。
- サ 開催前に、本市立会いによる演出確認を行うこと。また、マスコミ向け内覧会を行うこと。
- シ 本イベントの使用許可期間はそれぞれの設営から撤去までとするが、設営物やスケジュー  
ル等については事前に本市の許可を得ること。

## (3) 設営・撤去及び会期中の注意事項

「夏まつり2023」及び「二条城まつり2023」の設営・撤去及び会期中に以下のイベ  
ント等を実施するため、以下の内容を踏まえたうえで、スケジュール等を作成すること。

その他、城内管理等の作業によって作業や設営時期等を調整する可能性がある。

期間	場所	内容	備考
7月7日	清流園内	生中継	清流園内の作業不可
7月10～14日 10月16～21日	清流園内	池掃除	照明器具等の一時撤去

8月1日、10月24日	台所内・香雲亭	本市事業	日中の作業等不可
10月下旬～11月上旬の4日間（11月1日、3日は確定）	清流園	茶会	日中の清流園内の作業不可
(参考) 10月2日～10日	台所・御清所	本市事業	台所付近での作業等不可

※上記期間に変更があった場合、速やかに本市から共有する。

#### (4) 提出及び申請書類等

- ア 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、二条城において、過去に同種の事業実績を有する者に依頼し、また、施工の1カ月前までに配線図、設営図面、搬出入計画を、施工の2週間前までに車輌入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。
- イ 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法 等）に関する書類作成にかかる一切のことは、実施者が行い、その写しを本市に提出すること。
- ウ 各日の来場者数を、その内訳（例：大人、小学生、減額対象者、招待券）とともに日ごとに速やかに本市に報告すること。
- エ 事業終了後、速やかに報告書等を作成し本市に提出すること。

#### (5) その他注意事項等

- ア 万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。
- イ 実施者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、実施者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、実施者が実費弁償すること。
- ウ 演出に係る音量等に配慮すること。
- エ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。
- オ 来場者及びスタッフ等の熱中症予防のため、対策を講じること。
- カ 台風襲来時等、天候によって施設への影響が予想される場合は、資機材の撤去・養生等の必要な対応を行うこと。
- キ 本市は、施設管理者として、施設の使用を縮小・停止又は中止する場合がある。使用許可の縮小・停止又は中止に伴い損失が発生した場合でも、その補償等はしないものとする。

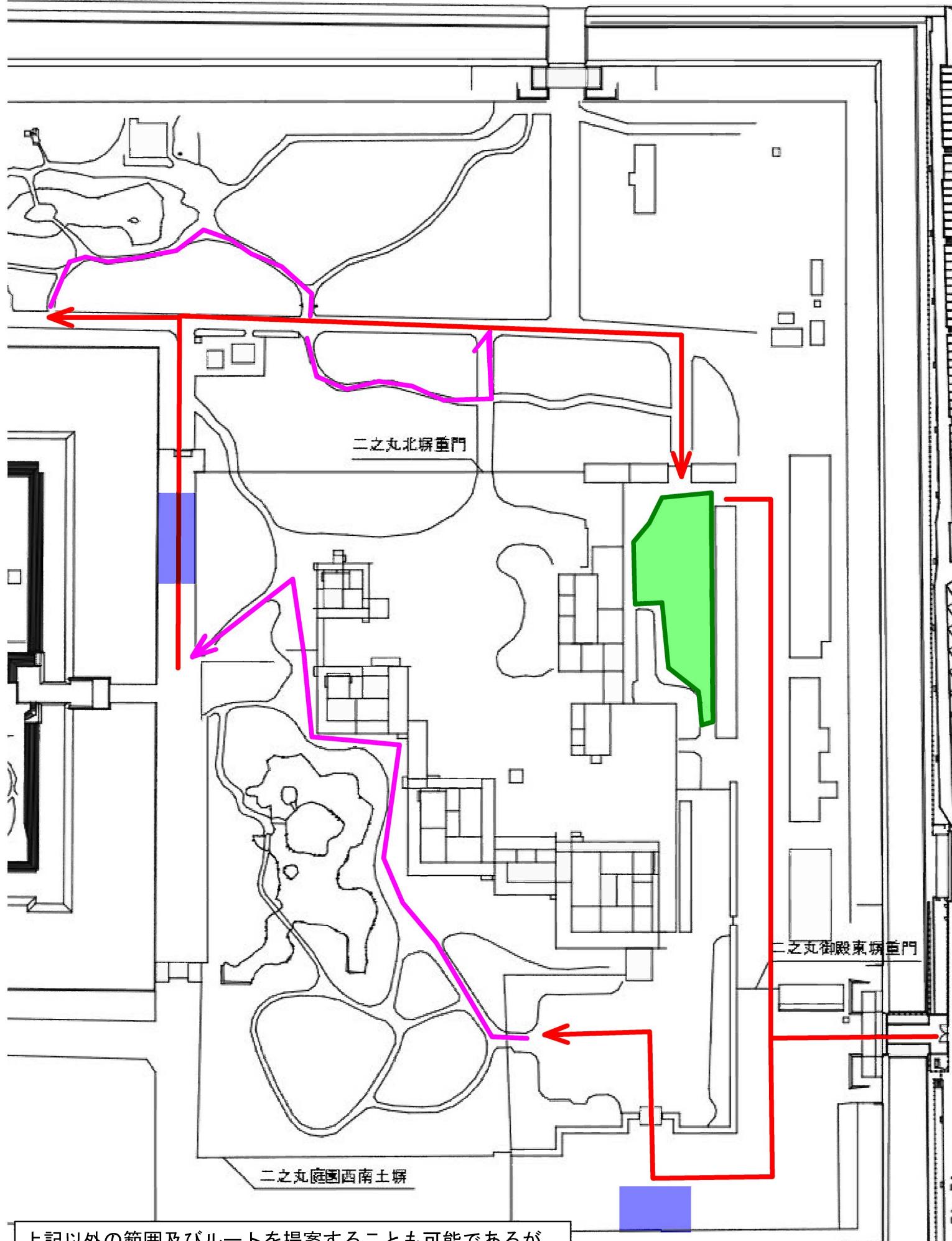
### 4 広報業務

- ア 効果の高い広報を行うとともに、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報についても提案し、実施すること。
- イ 広報チラシ及びB1ポスターを作成し、本市が指定する納品先に配送すること。
- ウ これまで、京都市地下鉄駅構内でのポスター掲示やチラシ配架など、交通局が無償で広報活動に協力してきたことから、別途、地下鉄・バスの中吊りなど、有料広告の活用を積極的に検討すること。各種有料広告については以下のページを参照。

<http://www.kyoto-traffic-ad.com/main4.html>

# 基本的な使用範囲

(別紙1別添1)



上記以外の範囲及びルートを提案することも可能であるが、  
使用面積に応じて使用料が増額されるものとする。  
なお、使用面積に応じた減額はしないものとする

## 1 事業実施に関する基本姿勢

### (1) 文化財の保存及び景観保全の重要性の認識

二条城は全域が史跡に指定されており、石垣、マツ、その他の樹木や施設等は史跡の構成要素となっている。また、外堀周辺は「世界遺産 二条城」の顔となる区域であり、かつ、周辺地域に接する景観上重要な区域である。このため、業務の実施に当たっては、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払うとともに、本事業が「世界遺産 二条城」の景観保全に大きく影響することを念頭におきながら作業を行うこと。

### (2) 来城者及び歩行者への配慮

二条城は多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、外堀周辺は歩道と接しているため、多数の歩行者が通行する場所でもある。このため、施工等の作業に当たっては、来城者及び歩行者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら行うこと。必要な場合は交通誘導員を配置すること。

### (3) 作業姿勢等

作業している姿も二条城の美しい景観を構成する要素であることを理解し、現場の養生・清掃はもとより、作業中の言葉づかい、休憩中の道具の管理など、スタッフ一人ひとりが、来城者目線できめ細やかな配慮を怠らず、取り組むこと。

## 2 入退城

### (1) 城内での作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。時間外に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を本市に届け出ること。業務が観覧等に支障を来す場合には、本市と事前に協議のうえ、時間外に行うこと。ただし、時間外の作業は原則、午前7時30分から午後10時までとする。

### (2) 入退城の際は、スタッフ証を提示し、警備員又は職員の検札を受けること。なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。

### (3) 車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員の検査を受け、車両入城証を受取り入城すること。また、退城時には車両入城証を返却すること。

#### (入退城門、時間帯)

- ・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで

- ・北大手門：午前9時00分から午後6時00分まで

### (4) 作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に本市と協議すること。

### (5) 車両が城内を走行する場合は、時速5キロ以下とすること。

### (6) 二条城周辺での路上には、決して駐停車等を行わないこと。

### **3 進行管理**

- (1) 事業者は本市との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、本市の指示に従い作業を行うこと。
- (2) 作業中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち合うこと。
- (3) 作業に必要な道具、機材等は、事業者で準備すること。また、作業の実施に必要な諸手続や関係者協議等については、原則として事業者が行うこと。
- (4) 事業者は、公序良俗に反するところがないよう十分な注意をもって業務を実施すること。
- (5) 軽微な作業の変更を行う場合は、本市とその都度協議を行い実施すること。
- (6) 事業者は、本市の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。

### **4 安全管理**

- (1) 事業者は、常に安全に留意して現場の管理に努めること。
- (2) 災害防止その他管理上必要な緊急措置については本市と協議して、適切な措置を講じること。
- (3) 二条城は、市内有数の観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路で作業する場合には、景観及び安全に配慮したバリケード等を必ず設置すること。
- (4) 作業中に来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。必要な場合は、交通誘導員を配置すること。万一トラブルがあった場合には対処すること。
- (5) 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに本市に報告し、その指示のもと処理し復元すること。事業者の故意又は過失により生じた損害は、全て事業者の処理及び負担とする。
- (6) 原則、火気は使用しないこと。
- (7) 事業者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めなければならない。

### **5 その他諸注意**

- (1) 作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- (2) 車両は予め指定した場所に駐車し、美観を損なうことのないようにすること。
- (3) 車両が城内の各門をくぐる場合は、誘導員を配置する等、文化財を損傷しないよう特に注意すること。なお、二の丸御殿入口前の広場は、原則として車両の進入禁止とする。
- (4) 人止め柵などの締切箇所の通行の際は、必ず後締りすること。また、人止め柵やロープはまたがないこと。通行止の通路を避けること。
- (5) 作業関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- (6) 休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。
- (7) 城内の施設や道具等は、本市の許可なくして使用しないこと。

(別紙1別添3)

○元離宮二条城事務所が保有する照明器具の一覧

品名	規格／品番	台数
水銀灯250W	Y A 5 4 3 6 5 (安定器付)	7
水銀灯250W	N C 6 2 0 8 0 B K (安定器付)	2
水銀灯100W	Y A 5 5 3 1 3 (安定器付)	2
P A R 3 6 形短筒ハロゲン300W	M S - 1 5 7 5 - 0 2	66
P A R 3 6 形長筒ハロゲン300W	M S - 1 5 2 6 - 0 2	40
P A R 5 6 形ハロゲン500W	M S - 1 5 2 5 - 0 2	83
P A R 6 4 形ハロゲン1000W	N Q 3 0 6 3 1	7
ハロゲン85W	M S 1 4 1 4 , 1 4 1 5	211
ハロゲン100W	1 4 9 2 両口ハロゲン	32
スポットライト パナソニック	L W 8 4 0 5 4 T	20
L E D ランプ18W	Y A 5 2 5 9 4 B (座付)	20
L E D 10W	L E N - 1 0 D - E S - D B S	7
L E D 30W	L E N - 3 0 D - E S - D B S	4
L E D 50W	L E N - 5 0 D - E S - D B S	5
L E D 投光器	E C F 0 1 2 2 L / S A 1 / D G	29
L E D スポット	N N Y 2 4 0 0 3 K	18
L E D スポット	L G W 4 0 1 2 0	25
L E D スポット	L G W 4 0 0 9 0 L E 1	15
L E D 電球	P A R A T H O M · C L A S S I C · A · W W	205

※ その他、友禅のデザインを配した足元灯（L E D）【182基】